特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野洲市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県野洲市長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68)による予防接種の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理、予防接種による健康被害の救済を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施(対象者の確認、予診票の入力、予防接種履歴等の管理など) ②給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ③予防接種健康被害の救済に係る事務(対象者の把握、予防接種歴の確認、本人・世帯員の課税状況などの確認) ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 〇新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバ・プラットフォーム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	ν α
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の第10、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、17~19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の 3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	野洲市健康福祉部健康推進課・ワクチン接種推進室
②所属長の役職名	健康推進課長・ワクチン接種推進室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求
請求先	野洲市総務部総務課行政選挙担当 滋賀県野洲市小篠原2100−1

野洲市健康福祉部健康推進課 滋賀県野洲市辻町433-1

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年1月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	4年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
[基礎	項目評価語	<u>*</u>		2) 基礎項	目評価書	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	も機関につ	いては、それぞれ重	直点項目評价	西書又は全項目評価書に	こおいて、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供さ	ネットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	2) 十分で	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	D委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	青報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]接続しない()	人手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で 3) 課題が	を入れている ある <u>、残されている</u>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
7. 特定個人情報の保管・消	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査] 外部監	<u> </u>
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に	:> を入れて行って :行っている :行っていない	

変更箇所

変更箇所変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	I .4.②法令上の根拠	(情報提供の根拠):なし	(情報提供の根拠):16の2項	事後	
平成28年4月1日	I .5.②所属長	健康推進課長 今堀 初美	健康推進課長 藤田 加代子	事後	
平成31年2月1日	I .4.②法令上の根拠	16の2項	16の2項、16の3項	事後	
平成31年2月1日	I .5.②所属長	健康推進課長 今堀 初美	課長	事後	
令和1年12月1日	Ⅱ-1対象人数 Ⅱ-2取扱者数	平成28年1月28日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年12月15日	I.3.法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の第10、93の2項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第10条、第67条の2	事前	
令和2年12月15日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠):16の2項、16の3項 (情報照会の根拠):17、18、19項	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、 115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12 条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、 17~19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12 条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2、第	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ-1対象人数	令和1年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
会和3年1日1日	Ⅱ −2取扱者数	 令和1年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
会和4年1月1日	いつの時点の計数か Ⅱ-1対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
	いつの時点の計数か Ⅱ-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月11日	I −1②事務の概要		〇新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種兼の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録がを登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 を追記。	事後	
令和4年3月11日	I-1③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間 サーバ・ブラットフォーム	ワクチン接種記録システム(VRS)を左記に追加。	事後	
令和4年3月11日	I−13法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の第10、93の2項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第10条、第67条の2		事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I−4②法令上の根拠	115の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、終務省令第7号)第12条の2、第59条の2(別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、17~19、115の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令(平成26年内閣府、終務省令第7号)第12	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、 3、115の2項並びに行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令 第7号)第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第9号、別表第二の第16の2、 17~19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12 条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第 59条の2	事後	
令和4年3月11日	I-5①部署②所属長の役職 名	①野洲市健康福祉部健康推進課(2)健康推進 課長	①野洲市健康福祉部健康推進課・ワクチン接 種推進室②健康推進課長・ワクチン接種推進	事後	
令和4年3月11日	IV4,5		十分である	事後	
				事後	
				事後	